

夜間金庫規定

第1条（利用目的）

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用して下さい。

第2条（利用方法）

（1）この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を当金庫所定の入金伝票および通帳等とともに当金庫所定の夜間金庫預金袋（以下「預金袋」という）に入れ、その預金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。

なお、入金伝票には、氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入して下さい。

（2）預金袋の中には、預金として入金できる現金、小切手、配当金領収書等のほか、所定の通帳、証書、伝票および金種類別表以外のものは入れないで下さい。

（3）預金袋を投入した際は、夜間金庫のなかに預金袋が落下したこと、投入口扉を閉じ完全に施錠したことを確認してレシートを受け取って下さい。

第3条（預金の受け入れ処理）

（1）この夜間金庫に投入された預金袋の預金・証券類は投入後に到来する窓口営業開始時刻以降、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受け入れ金額を確認して下さい。

（2）前項の取り扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受け入れ金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえはその責任を負いません。

第4条（預金袋等の返却）

預金袋ならびに通帳等は当金庫の受け入れ手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取って下さい。

第5条（鍵の保管）

（1）投入鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫投入口の扉の開閉を行って下さい。

（2）預金袋の鍵正副2個のうち正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、その預金袋の開閉に使用します。

第6条（鍵、預金袋の喪失・毀損）

投入口鍵、預金袋および預金袋正鍵を喪失、焼失、毀損したときは、直ちに書面によって当金庫に届け出て下さい。届出がないために生じた損害については当金庫はその責任を負いません。なお、この場合は、修理費、再製費または錠前等の取り替えに要する費用を負担して下さい。

第7条（届出事項の変更等）

（1）氏名または名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（2）届出のあった氏名または名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到着しなかったときまたは借主もしくは代理人が到着を妨げたときでも、通常到達すべ

き時に到達したものとみなします。

第8条（損害の負担等）

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預金袋の不完全な施錠その他、当金庫の責めによらない事由により生じた損害については当金庫は責任を負いません。またこの夜間金庫について第1条の定める目的によらない利用が行われ、損害が生じても当金庫は責任を負いません。

第9条（反社会的勢力との取引拒絶）

この夜間金庫は、第10条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

第10条（解約等）

- (1) この契約は本人または当金庫の都合により一時中止または解約することができます。この場合には投入口鍵、預金袋および預金袋鍵を直ちに当金庫に返却して下さい。
- (2) 次の各号の1つにでも該当する場合には当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをして下さい。
 - ① 本人が使用料を支払わないとき
 - ② 本人について相続の開始があったとき
 - ③ 預金袋に使用目的以外の物品を入れて、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 本人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫取引を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたら夜間金庫を解約してください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

第 1 1 条（使用料）

- (1) この夜間金庫を利用するときは、当金庫所定の使用料を 1 ヵ月分前払いするものとし、毎月当金庫所定の日本人が指定した預金口座より、普通預金通帳または総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ使用料に充当します。
- (2) 使用料は金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更することがあります。その場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更するものとします。

第 1 2 条（譲渡、転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、預金袋および預金袋鍵についても同様とします。

第 1 3 条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。

第 1 4 条（規定の変更）

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上